

平成30年7月岐阜県豪雨災害義援金 募集要綱

社会福祉法人岐阜県共同募金会

1. 趣 旨

7月6日からの梅雨前線等に伴う豪雨により、岐阜県内の住家等において床上浸水などの大きな被害が発生し、関市をはじめとする県内21市町村に災害救助法が適用されました。

これを受けて岐阜県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を実施いたします。

2. 義援金の名称 平成30年7月岐阜県豪雨災害義援金

3. 義援金募集期間 平成30年7月11日（水）から同年9月11日（火）まで

4. 義援金の受入口座

金融機関名・店名	種目・口座番号	口 座 名 義
十六銀行 県庁支店（※1）	普通 297326	岐阜県共同募金会
大垣共立銀行 ぎふ県庁支店（※2）	普通 12823	
ゆうちょ銀行（※3）	00980-6-276679	岐阜県共同募金会 豪雨災害義援金

※1 十六銀行本支店窓口での振込手数料は無料です。

※2 大垣共立銀行本支店窓口での振込手数料は無料です。

※3 ゆうちょ銀行・郵便局窓口での振替手数料は無料です。

5. 現金書留による義援金の受付

＜宛先＞ 社会福祉法人岐阜県共同募金会

〒500-8385

岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

※封筒に「救助用郵便」と明記してください。郵便料金が免除となります。

6. 義援金の配分

岐阜県、岐阜県共同募金会、日本赤十字社岐阜県支部等で構成する「義援金配分委員会」でとりまとめ、被災各市町村を通じて被災者に配分する。

7. 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇措置の対象となります。

この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成30年7月岐阜県豪雨災害義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「受付名簿」に必要な事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を発行し、送付いたします。

8. その他

今回は、災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

9. 問い合わせ先 社会福祉法人岐阜県共同募金会

〒500-8385

岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内

TEL 058-273-1111

FAX 058-273-9305

E-mail akaihane@gix.or.jp

付 則 この要綱は、平成30年7月11日から施行する。